

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策、「日系定住外国人施策に関する行動計画」実施状況

H24.2

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり		
(1) 日本語教育の充実		
<ul style="list-style-type: none"> 地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域における日本語教育の充実を図るため、平成18年度から平成20年度まで「地域日本語教育支援事業」を実施し、日本語教室の設置運営、教材作成、地域における日本語支援関係者の連携活動推進及び人材育成などの取組に対して支援を行った。 また、平成23年度からは、平成19年度から実施している『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』により、引き続き地域における日本語教室の設置運営等の取組に対して支援を行っている。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 a 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、各府省の取組についての現状把握や情報交換を行っている。また、日本語教育推進会議を平成24年1月23日に開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行っている。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』を実施し、日本語教室の設置運営、退職した教員等を対象とした日本語指導者養成、一定の経験を有するボランティアを対象とした実践的研修等の取組に対して支援を行っている。(平成23年度日本語教室設置運営採択件数:114件、日本語指導者養成採択件数:44件、ボランティアを対象とした実践的研修:41件) なお、平成19～20年度においては、同事業により実践的な日本語教育の研究開発等を行った。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的なカリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案及び標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブックについて、文化庁ホームページ等で日本語教育機関・団体に周知を行っている。また、国語分科会日本語教育小委員会において、教材例集及び能力評価についての検討を行っており、今後、指導力評価について検討を開始する予定。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等 e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行っており、平成23年度末を目途に取りまとめを行う予定。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページに掲載しており、今後も引き続き情報提供に努める。【文部科学省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(外務省)	<ul style="list-style-type: none"> 日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」(生活ガイド)及び「日本での生活手引き」(リーフレット)を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館において、長期滞在を目的とする査証の発給を受ける外国人に対してリーフレットを引き続き配布。【外務省】
	2(1)日本語で生活できるために必要な施策 ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進 c ①や②bの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内閣府、各府省)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民を対象としたオリエンテーションの実施など、地方自治体等における先進的な事例の把握に努めた。【内閣府】
(2) 行政・生活情報の多言語化		
<ul style="list-style-type: none"> 各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実(特に医療、教育分野)、やさしい日本語の普及等に努める。また、平成18年度中に行政・生活情報の多言語化に関する先進的事例をとりまとめるとともに、その普及を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において外国人へのコミュニケーション支援について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催し、さらにその下に、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」についての分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。【総務省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 a 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報についても充実を図る。(内閣府)	・定住外国人施策ポータルサイト(http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html)において、国の統一的な制度等に関する情報提供を行った。 平成23年3月には、東日本大震災の発生を受けて、「東日本大震災に関する情報のリンク集」を作成し、各省庁や地方自治体、支援団体、報道機関等の多言語による情報へのリンクを掲載した。また、4月には、外国人在留総合インフォメーションセンターや国際交流協会の相談電話など、「多言語対応の電話相談一覧」を作成し、掲載した。 このほか、23年度においては、「外国人向け部屋探しガイドブック」や運転免許に関する情報等を新たに掲載したほか、NPO等の支援者向け情報を掲載したページを新たに開設した。 なお、平成23年度4月～9月のアクセス件数は、約18,000件(日本語10,300件、英語4,600件、ポルトガル語1,800件、スペイン語ページが900件)となっている。(平成22年度は、年間で約36,000件(日本語20,400件、英語7,800件、ポルトガル語4,800件、スペイン語3,300件))【内閣府】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 b 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)	・公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。また、就学ガイドブックの概要版となる就学ガイドも同じく7言語で作成(平成19年度)。いずれも、各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。なお、平成23年度には、就学ガイドを法務省入国管理局を通じて、各地方の入国管理官署の窓口においても配布。【文部科学省】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 c 国民年金制度の勤奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勤奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)	・厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。 ・国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。(平成19年度) ・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めているところである。 ・平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット(ポルトガル語・スペイン語)を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施している。さらに、厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語による相談窓口の一覧等をまとめたサイトを開設している。 ・平成20年秋以降の雇用情勢の悪化を受けて、平成21年度より、日系人集住地域を中心として、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、相談・支援体制の強化を図っている。 ・平成21年度より委託実施している日系人就業準備研修について、平成23年度もポルトガル語・スペイン語による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行っている。 【厚生労働省】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 d 妊婦健康診査の受診勤奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)	・妊婦健康診査の受診勤奨リーフレットについて、平成20年度から外国語版(13か国語)を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。 【厚生労働省】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 e 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)	・平成21年から平成22年にかけて、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成24年1月現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、11道府県において中国語、2県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。 ・平成22年4月に各都道府県警察に対して英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語による講習予備検査の実施要領を配布した。【警察庁】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 f 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(再掲)(外務省)	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」(生活ガイド)及び「日本で生活の手引き」(リーフレット)を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館において、長期滞在を目的とする査証の発給を受ける外国人に対してリーフレットを引き続き配布。《再掲》【外務省】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 g 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(文部科学省)	日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページに掲載しており、今後も引き続き情報提供に努める。《再掲》【文部科学省】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策 ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供 h 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、ポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)	・国税庁において、外国人のための所得税申告等の手引き等の英語版を作成し、納税者に提供。 ・一部の国税局において、外国人のための確定申告の手引き等のポルトガル語版・スペイン語版を作成し、納税者に提供。 【国税庁】
・公共交通事業者等による外国人に対する案内標識等による外国語等での情報提供の拡充に向けた取組について促進を図る。		・「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」第7条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを引き続き促進していく。 ・外国人観光客などにもわかりやすいものとなるよう、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令において、ローマ字併記を基本とすることとしており、観光地等を案内する標識についても、ローマ字併記を行っている。また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内板等における多言語での案内を実施しているほか、絵文字(ピクトグラム)の活用などにより、わかりやすい標識の整備を行っている。 【国土交通省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況	
(3) 地域における多文化共生の取組の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催して周知する等必要な施策の普及啓発を図る。 	2(5) その他 ① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進 a 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月に、地域国際化会議を北海道・東北・関東・甲信越・東海・北陸・近畿・中国・四国、九州の6つに分けて開催し、施策の普及を図った。【総務省】 	
<ul style="list-style-type: none"> 生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要である。国としては、外国人が、これら地方自治体等でも、国の施策に関する情報が得られるよう、資料・情報の提供を積極的に行う等連携・協力に努める。 	2(5) その他 ① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進 b 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。平成22年度には、地方公共団体における先進事例の背景事情、経緯、工夫、今後の課題等について各団体担当者とは有識者との意見交換会を開催。【総務省】 	
<ul style="list-style-type: none"> 外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において適切な措置を講じる。 		<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人対策に要する経費に対し、地方交付税措置を講じている。【総務省】 	
(4) 防災ネットワークの構築			
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	④ 防災対策 a 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実(多言語化、関連団体ホームページとのリンクの強化等)等各種広報媒体による周知の在り方を検討する。(総務省)	日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ(英語)について、平成23年度に多言語化(ポルトガル語等)する予定である。【総務省】
<ul style="list-style-type: none"> 総務省において「多文化共生に関する研究会・防災ネットワークのあり方分科会」を開催し、平成18年度中に地域における先進事例等を取りまとめ、その普及を図る。 	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	④ 防災対策 b 地方自治体に対し、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を検討する。(総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。また、外国人住民を含めた災害時の多言語情報提供等の対応について検討する「多文化共生の推進に関する検討会(仮称)」を平成23年度中に開始する予定である。 平成22年度に外国人に対する避難支援に関する事例等を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」(平成22年3月策定)を配布して地方自治体に対して情報提供した。 平成23年5月の防災課長通知「風水害対策の強化について」の中で、地方自治体に対して、風水害の危険性など防災知識の普及啓発の実施に当たっては、外国人にも配慮した内容になるように要請した。【総務省】
(5) 防犯対策の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策の充実を図る。 	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	⑤ 防犯対策 a 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることを防止するため、関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲載するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	⑤ 防犯対策 b 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子どもの保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)	
	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	⑥ 交通安全教育 a 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)	
(6) 住宅への入居支援			
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。 	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	② 公的賃貸住宅の活用 a 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公営住宅における外国人の入居戸数 51,388戸(平成21年度末) ② 公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数 3,799戸 うち外国人入居は1,120戸 (累計値:平成23年12月31日現在) 【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の目的外使用により、空家となっている公営住宅を留学生向け宿舎として活用するよう、取組を引き続き推進する。 	2(4) 社会の中で困ったときの ために必要な 施策	② 公的賃貸住宅の活用 b 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の留学生宿舎としての活用実績 21戸(平成23年4月時点) 【国土交通省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)		実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 地域優良賃貸住宅制度を活用し、外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための賃貸住宅の供給を促進する。 			<ul style="list-style-type: none"> 外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のため、引き続き、地域優良賃貸住宅の供給を促進しているところ。【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する登録制度を整備し、地方公共団体、仲介事業者、社会福祉法人・NPO等と連携して、外国人等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」について、実施地区を拡大する。 			<ul style="list-style-type: none"> 「あんしん賃貸支援事業」は平成22年度をもって終了している。 外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。(平成23年度予算)【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 家賃債務保証制度により、外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が作成した基金により支援する。 			<ul style="list-style-type: none"> 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が作成した基金により支援している。 年間引受件数:7件(保有保証件数:10件)(平成22年度末)【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅に関しては、家主や不動産業者が外国人を円滑に受け入れられるために必要な基礎知識や対応方法などを示した「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。 	2(4)社会の中で困ったときのために必要な施策	③民間賃貸住宅への入居支援 a 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】
	2(4)社会の中で困ったときのために必要な施策	③民間賃貸住宅への入居支援 b 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 現在、12協議会が設立済(H24.1.1時点)(北海道、岩手県、群馬県、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、兵庫県、神戸市、徳島県、福岡市、熊本市) 外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。(平成23年度予算) 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が作成した基金により支援している。 年間引受件数:7件(保有保証件数:10件)(平成22年度末)【国土交通省】
(7)母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及			
<ul style="list-style-type: none"> 関係国との間で諸問題につき意見交換を実施する。具体的には、ブラジルとの間では、平成17年5月26日の日伯首脳会談後に公表された「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、教育に関する協議、社会保障に関する作業部会を推進する。また、これら協議の効果的な実施のため、地方自治体のニーズ・課題について意見交換を行う等、地方との連携を強化する。 			<ul style="list-style-type: none"> 日本におけるブラジル人児童生徒の教育問題については、平成17年以降、二国間協議を実施している(平成21年10月に第5回協議を実施)。 社会保障については、平成21年6月の当局間協議を経て、同年7月の日伯首脳会談において社会保障協定締結交渉開始を決定。その後の政府間交渉を経て、平成22年7月に日伯社会保障協定に署名した。平成23年5月に日本側、同年9月に伯側の国会承認を得て、同年12月に外交上の公文を交換し、平成24年3月1日に発効予定。 平成21年、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市、岡山県総社市、愛知県豊田市、三重県津市・鈴鹿市・四日市市を訪問の上、在日ブラジル人の実情を視察し、現場のニーズ・課題等について関係者と意見交換を実施。平成22年、岡山県総社市、三重県鈴鹿市、群馬県大泉町、滋賀県長浜市及び岐阜県大垣市を訪問。平成23年、愛知県小牧市、静岡県浜松市、平成24年1月、岐阜県可児市及び美濃加茂市を訪問の上、定住外国人の現状、地方自治体の多文化共生関連施設等を視察し、関係者と意見交換を実施。その他、関係地方自治体との間で随時連絡し、意見交換、情報交換等を実施している。【外務省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受入れで豊富な経験を有する主要国(ドイツ、フランス等)における移民の社会統合政策について、外国人問題の専門家(研究機関)による調査を実施し、諸外国の情報の収集に努める。 			<ul style="list-style-type: none"> 外国人問題の専門家を海外に派遣して行う調査は、平成19年度で終了。【外務省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人問題に関するシンポジウムを開催し、外国人問題にどう対処すべきかについて、欧州諸国の政府関係者等と意見交換するとともに、その成果を外国人集住都市等にフィードバックする。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成21年2月に「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を愛知県及び国際移住機関(IOM)との共催により、名古屋市において開催した。 平成22年2月20日、神奈川県及び国際移住機関(IOM)との共催により、国内外の有識者を招へいし、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を横浜市において開催し、分科会により、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言及び入国前の外国人に対して情報提供するコンテンツを取りまとめた。 平成23年2月17日、上智大学、新宿区及び国際移住機関(IOM)との共催により、「将来における我が国の外国人政策を中心にして」をテーマに平成22年度国際ワークショップを開催した。 平成23年3月1日、明治大学及び国際移住機関(IOM)との共催により、「東日本大震災と外国人政策」をテーマに平成23年度国際ワークショップを開催し、東日本大震災時の在留外国人への支援及び東日本大震災後の外国人の受入れのあり方について討議する。【外務省】
	2(5)その他	③在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化 a ブラジル人、ペルー人を中心とする日系定住外国人の支援を進めるに当たり、在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携は重要であり、これら大使館等との情報交換等により、連携の強化に努める。(内閣府、各省庁)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月に、ブラジル大使館、ペルー大使館をそれぞれ訪問し、「行動計画」について説明を行ったほか、ポータルサイト掲載情報の周知等についての協力を要請した。【内閣府】
2. 外国人の子どもの教育の充実			
(1)公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL(Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を進めている。すでに小学校編を作成しているが、平成18年度中に中学校編を完成させる。 			<ul style="list-style-type: none"> 『学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について』(最終報告)小学校編を平成15年7月に、「学校教育におけるJSLカリキュラム(中学校編)」を平成19年3月にとりまとめた。【文部科学省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムによる授業を行うのは難しいため、効果的な指導ができるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催等により教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに、学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・JSLカリキュラムの活用法の普及のため、平成19年度～平成20年度において、「JSLカリキュラム実践支援事業」を行い、実践事例の集積を行うとともに、平成21年3月に「JSLカリキュラム実践支援事業事例集」をとりまとめた。 ・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、JSLカリキュラムの活用方法等も含む、日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発(平成22年度～平成24年度)を行っているとともに、日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインとして「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねつと」の公開の取組(平成22年度)を行った。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や、日本語能力が不十分な親への支援、日本の教育制度等の情報提供を行う要員(就学促進員)を配置することができるよう、国が費用の1/3を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。(文部科学省)	①「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つ)において、 就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援しており、平成24年度予算案においては、8,516百万円の内数を計上。 なお、平成22年度に、「帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備」(「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」の取組の一つ)において、 帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入れについて、外国人が散在する地域に焦点を当て、集住地域、散在地域をともに有する都道府県教育委員会等に委託し、都道府県と市町村との有機的なつながりを重視したモデルを構築した。 (平成22年度予算額:300百万円の内数。平成22年度限り。) ②外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い、平成24年度予算案において、1,385人を盛り込んだところ。(前年度比100人増) ③平成21年3月11日付「経済的に就学困難な学齢児童生徒に対する就学援助の実施について」により、各都道府県に周知済み。 ④平成21年3月27日付「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。 【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 c 学習指導要領等における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について教育委員会や学校への周知・徹底を引き続き図る。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月27日付「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。 ・学習指導要領における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項については、都道府県教育委員会の指導主事等が参加する文部科学省主催会議において周知済み。【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 d 日本語指導について、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねつと」の公開の取組(平成22年度)を行った。《再掲》【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 e 外国人児童生徒の日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握し、日本語能力等に配慮した指導を行うための教育課程の編成について、制度面についての具体的な検討を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した指導をするための教育課程を編制できるようにする検討のため、日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握中。また、有識者等に意見を聞きながら、その具体的な検討を進めているところ。【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 f 学齢を超過した者の受入れや、教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど、外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢超過者の受入れ状況についての実態を聞き取り等により把握中。その状況を踏まえた受入れ方針を検討の上、機会を捉えて周知予定。【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置については、教員定数の加配措置により、平成24年度予算案において、1,385人を盛り込んだところ。(前年度比100人増)《再掲》【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 h 外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導者等に対する研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成23年度については、6月20日～6月23日に実施)【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策 ①子どもの教育に対する支援 i 中央教育審議会における、教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で、日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き中央教育審議会において検討。【文部科学省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)		実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。(続き) 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	①子どもの教育に対する支援 j 小中学校における就業体験等を引き続き推進するとともに、学校の教育活動全体を通してキャリア教育の推進を図るため、さまざまな課題の対応策について調査研究し、成果の普及を図る。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるキャリア教育の実践に資するため、「小学校キャリア教育の手引き(平成22年1月)」、「中学校キャリア教育の手引き(平成23年3月)」、「高等学校キャリア教育の手引き(平成23年11月)」を全国の国公私立の小・中・高等学校に配布済み。 学校外部の教育資源を活用したキャリア教育をより推進することができるよう「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を平成23年1月に立ち上げ、平成23年12月に最終報告がまとまっている。 社会全体でキャリア教育を推進する気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の合同で、平成24年1月に「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。【文部科学省】
(2) 就学の促進			
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	①子どもの教育に対する支援 k 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つ)において、就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援しており、平成24年度予算案においては、8,516百万円の内数を計上。 なお、平成22年度に、「帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備」(「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」の取組の一つ)において、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入れについて、外国人が散在する地域に焦点を当て、集住地域、散在地域をともに有する都道府県教育委員会等に委託し、都道府県と市町村との有機的なつながりを重視したモデルを構築した。(平成22年度予算額:300百万円の内数。平成22年度限り。) 《再掲》【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	①子どもの教育に対する支援 m 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に公表した「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」における、高等学校の受入れ状況の結果をもとに、実際に受け入れている高等学校の事例を今後把握する予定。【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	②ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 d 日本語教育の機会の充実を図るため、定住外国人の子どもの就学支援事業(「虹の架け橋教室」事業)について、平成23年度も引き続き実施する。また、事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として、平成24年度以降の継続について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満6歳から満15歳の学齢にあるものに対し、文部科学省が作成している就学に関するリーフレットを平成23年3月から配布している。【法務省】 平成23年2月に、法務省地方入国管理局および同支局において、就学に関するリーフレット(就学ガイド)の配布を行うことを、法務省へ依頼。【文部科学省】 国際移住機関(IOM)に37億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度より実施している。平成23年度においては、39教室において事業を実施し、同年12月までに約900人が公立学校へ、約1,000人がブラジル人学校等へ就学した。平成24年度についても、より効果的・効率的な事業とした上で、実施。【文部科学省】
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	①子どもの教育に対する支援 l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、平成23年度から、同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 中学卒業程度認定試験については、平成22年7月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、平成23年8月に省令改正し、同年11月の試験から対応。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 警察においては、外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡をとり、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携を強化する。 			<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、外国人少年を補導した場合、適切な助言・指導を行うとともに、各種会議等に参画するなどして関係機関と連携を図っている。【警察庁】
(3) 外国人学校の活用、母国政府との協力等			
<ul style="list-style-type: none"> 平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、外国人学校についても各種学校の設置認可が受けやすくなったところであり、その趣旨等について今後とも更なる周知を行う。 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	②ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 a 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図る。(文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の外国人教育に関する委託調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル(日本語版とポルトガル語版)を引き続き周知しており、平成23年度の調査においても、ブラジル人学校等に各種学校化への意向について確認している。また、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会を平成23年9月に設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を実施している。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を開催する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	②ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 b 今後開催される予定の日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等の機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子どもへの支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。(外務省、文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月17日に第5回日ブラジル領事当局間協議をブラジルにおいて開催し、ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など、ブラジル政府が積極的に在外国民を支援するよう改めて要請した。【外務省・文部科学省】 ブラジル教育省との間で、日本に定住する日系ブラジル人の子どもの教育の現状と課題等について、ブラジル国内の教育事情と合わせて、情報交換及び意見交換を行うため、日伯教育省二国間会議開催の日程を調整中。【文部科学省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)		実施状況
	2(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策	②ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等 c 日本にあるブラジル人学校等の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル政府が同国の大学と日本の大学の連携の下で実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、国際協力関係機関の施設を引き続き無償提供し支援する。(外務省)	・本邦にあるブラジル人学校の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル国政府が同国のマトグロッソ連邦大学と東海大学の連携のもとで実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、JICA中部国際センターの施設を無償で提供(利用)するなど、側面的に支援(平成21年7月～平成25年12月の4年6か月間、平成21年7月11日入学式で300名が入学)。ローカル・スクーリング(マトグロッソ大学と各スクーリング会場をTV会議システムで結ぶなどして行う講義)の第8回を平成23年5月1日、第9回を9月18日、第10回を11月6日にJICA中部国際センターで実施。また、リージョナル・スクーリング(マトグロッソ連邦大学の教員を会場に迎え、期末試験を兼ねて直接指導を行う)の第4回を平成23年6月24日～26日にかけてJICA中部センターで実施。なお、平成24年1月現在の在籍生徒数は245名。【外務省】
3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等			
(1) 社会保険の加入促進等			
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、厚生年金保険の適用事業所数の1/4以上について、社会保険庁による調査を行い、その中で、特に外国人労働者等を多く使用する事業所については、社会保険庁による健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行う。(社会保険庁改革後においても適切な実施を図るものとする。以下同じ。) 社会保険の適用にかかる事業主指導について、呼び出し、戸別訪問の対象を拡大するなど強化を図っている。今後も、職権による適用を含め、指導の強化に努める。 公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。さらに、今後、都道府県労働局においては、労働者派遣事業、請負事業に対する監督指導において、社会保険に未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。 	2(4)社会の中で困ったときのために必要な施策	⑧社会保険、国民健康保険の加入促進等 a 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うこととしており、日本年金機構の「厚生年金保険等の適用促進に係る平成23年度行動計画」において、適用事業所に対する事業所調査の実施にあたっては、外国人就労者等に対し重点的に推進しているところである。【厚生労働省】 平成23年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取組を徹底しているところである。【厚生労働省】 平成23年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所に加入促進を実施しているところである。 ・また、未適用事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合、ブロック本部に情報提供を行い、年金事務所において当該事業所の調査を行っているほか、都道府県労働局と共同して、社会保険の加入等の集団指導を実施しているところである。 ・なお、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを、法務省の地方入国管理官署で引き続き配布するよう協力を依頼している。(平成21年11月24日 事務連絡)。 【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 年金について、保険料の二重負担、掛け捨ての問題を解消するため、二国間の社会保障協定の締結を積極的に進める。このため、各国との交渉を進めていくとともに、社会保障協定の円滑な実施のため、包括実施特例法を次期通常国会に提出する。 			<ul style="list-style-type: none"> 社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。これまでに、12か国との間で協定が発効済みであり、ブラジルを含む3か国との間で署名済みである(署名済3か国のうち、ブラジル及びスイスについて、平成24年3月1日に協定が発効する予定)。また5か国との間で政府間交渉中であり、3か国との間で予備協議中である。 協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」を第166回通常国会に提出し成立。平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行されている。 【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進及び保険料の収納対策を図るため、市町村による外国人の相談窓口の設置に対する補助を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。 一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設し、外国人納付相談モデル事業として国から補助を行った。(平成19年度) 具体的には、外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。 【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法の改正により、社会保険庁が市町村の保有する外国人の情報を照会する法的根拠を設け、これを活用し、被用者年金に加入していない外国人に対し、国民年金への加入促進を図る。 			<ul style="list-style-type: none"> 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備されたことから、「外国人に対する国民年金被保険者資格取得届の届出勧奨等の実施について」(平成20年2月21日付け庁保険発第0221001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、市町村より提供された情報をもとに届出勧奨及び職権による資格取得等の事務処理の徹底を図った。 本通知については、「日本年金機構の設立に伴う既存通知の取扱い等について」(平成22年1月1日付け年発0101第2号)により、引き続き効力を有することとされ、日本年金機構において適切に対応しているところである。 【厚生労働省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)		実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、両国当局間で立ち上げられた社会保障に関する作業部会において在日ブラジル人の社会保障の在り方について検討を進める。また、今後も作業部会において意見交換を進めるとともに、社会保障の在り方に関する議論に資するため、在日ブラジル人の社会保障加入実態について調査を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 在日ブラジル人の社会保障加入実態調査は平成18年度に実施済み。 平成21年6月に当局間協議、平成22年1月に日ブラジル社会保障協定締結に向けた交渉を実施し、平成22年7月署名。平成23年5月に日本側、同年9月にブラジル側の国会承認を得て、同年12月に外交上の公文を交換し、平成24年3月1日に発効予定。【外務省】
(2) 就労の適正化のための事業主指導の強化			
<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。 			<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。 改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示(平成19年10月1日から適用)し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。 	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。 平成21・22年度において、外国人を多数雇用している業界団体への委託による企業における高度外国人材活用促進事業を実施し、セミナーを開催するとともに企業向けの外国人雇用マニュアルを作成し、普及に努めているところである。【厚生労働省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ④就労の適正化のための取組 a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚生労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。 平成21・22年度において、外国人を多数雇用している業界団体への委託による企業における高度外国人材活用促進事業を実施し、セミナーを開催するとともに企業向けの外国人雇用マニュアルを作成し、普及に努めているところである。【厚生労働省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 b 引き続き日系定住外国人に係る諸問題について、産業界との意見交換を実施する。(経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> 日系定住外国人に係る諸問題について、産業界に対する普及・啓発を実施しており、引き続き産業界との意見交換を実施する予定。【経済産業省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 c 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界に対し適切な指導を実施する。(経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年6月に日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得て、関係団体に対する普及・啓発を実施した。【経済産業省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等 d 日系定住外国人を雇用するものの責任として、企業や経済団体が日系定住外国人支援に一定の役割を果たすことについて、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方針が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーの開催について検討を行った。【内閣府】
(3) 雇用の安定			
<ul style="list-style-type: none"> 職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。 			<ul style="list-style-type: none"> 日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等の不就労対策を実施するとともに、日系人就職促進ナビゲーターの担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施することにより、日系人の安定雇用の促進に図っているところである。 平成20年度秋以降の雇用情勢の悪化を受けて、平成21年度より、日系人集住地域を中心として、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、相談・支援体制の強化を図っている。(再掲) 定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県の6県で実施している。(平成22年度実施地域：神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、広島県の6県)【厚生労働省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等 a 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人求職者研修を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。(平成21年度実績 実施地域：14県63市町村、開講コース数：344コース、受講者数：6,298人、平成22年度実績 実施地域：18県97市町村、開講コース数459コース、受講者数：6,288人) また、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県の6県で実施している。(平成22年度実施地域：神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、広島県の6県)【厚生労働省】
	2(3) 安定して働くために必要な施策	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等 b 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。(厚生労働省) 	

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。(続き) 	2(3)安定して働くために必要な施策 ②多言語での就職相談 a 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用情勢の悪化を受けて、集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(平成20年4月)から120か所(平成23年4月)に増。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を13か所開設(平成23年4月)。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、平成21年1月以降、3か所(浜松、刈谷、豊橋)で開設。 【厚生労働省】
4. 外国人の在留管理制度の見直し等		
(1)外国人の在留状況等の正確な把握等		
<ul style="list-style-type: none"> 在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化を行い、外国人の居住地、就労先等のより正確な情報を把握し、その上で、当該情報を活用することにより、行政サービスの提供、子どもの就学の促進、就労の適正化、社会保険の加入促進等を図る。このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、国が、外国人を含む住民への行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報を把握できるような制度について、平成18年度中にとりまとめる。 		<ul style="list-style-type: none"> 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】 「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」においてとりまとめられた報告書を踏まえた、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会にて成立した(公布の日(平成21年7月15日)から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。【総務省】 法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(平成24年7月9日)に向けて準備を行っているところ。【法務省】 外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。<<再掲>>【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人雇用状況報告制度について、関係法律案を次期通常国会に提出する。 		<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた(平成19年10月1日から施行)。<<再掲>>【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化に当たっては、できる限り外国人及び事業主の負担を軽減するとともに、関係行政機関で有効に活用できるようにする。このため、報告の重複の回避を図るとともに、関係行政機関において、必要な情報を、相互に照会・活用できるようにする。 		<ul style="list-style-type: none"> 法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(平成24年7月9日)に向けて準備を行っているところ。<<再掲>>【法務省】 雇用対策法の改正による外国人雇用状況届出制度の創設に当たり、届出方法及び期限に関し、事業主の負担に配慮した規定としたところである。 外国人雇用状況の届出に係る情報については、法務大臣の求めに応じ在留状況の確認のための情報を提供する旨の規定が設けられた。 【厚生労働省】
(2)在留期間更新等におけるインセンティブ		
<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることも阻害要因の一つとなっている。このため、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮することについて、検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> 社会保険加入義務がある外国人については、その義務を履行することが必要であることを周知するとともに、平成22年4月以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることを明示する等加入促進のための措置を講じているところ。 日本語能力、子どもの就学等について、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮すること等については、日本語能力に係る検討が新たな規制につながらないよう留意の上、今後関係省庁と検討していくこととしている。 【法務省】

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
(その他)		
(外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進)		
2(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策	⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進 a 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)	・平成5年度からJICAにおいて「日系人本邦就労者生活相談業務」を実施している。平成23年度は4月から12月までの電話、メール、手紙等による相談件数は計2,105件、主な相談内容は①生活相談・情報(42.42%)、②保険・年金・税金(15.53%)、③労働問題(11.12%)である。また、同期間の相談者数実績は1,140人(男性501人、女性639人)、相談者を国別で見ると①ブラジル(51.58%)、②ペルー(23.86%)、③日本(20.61%)となっている。【外務省】
2(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策	⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進 b 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するためには、行政機関だけではなく日系定住外国人を支援するNPO等の「新しい公共」の担い手とも協働して取り組むことが重要であり、NPO等に対する情報提供等を通じ、NPO等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る。(内閣府、各省庁)	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の支援者向け情報を掲載したページを新たに開設した。【内閣府】
2(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策	⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進 c 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受け入れを積極的に進める。(内閣府、各省庁)	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、地方自治体やNPO等の先進的な事例を紹介するページの開設について検討した。【内閣府】
2(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策	⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進 d 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)	・東京入国管理局及び名古屋入国管理局内にある「外国人在留総合インフォメーションセンター」について、スペイン語及びポルトガル語の通訳スタッフの増員が平成21年度補正予算において認められた。 ・「外国人総合支援ワンストップセンター」については、平成21年4月1日、静岡県浜松市に開設、同年8月3日、埼玉県さいたま市に開設、同年11月16日、東京都新宿区に開設。 【法務省】
2(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策	⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進 e 日系定住外国人に対する医療を支援するため、新成長戦略に基づき実施した医療言語人材の育成のノウハウの活用について、検討する。(経済産業省)	高度な通訳能力と医療の知識を有し、医療の国際化の取り組みにおいて不可欠な国際医療通訳の育成を目的とした事業を東京外国語大学に委託し、中国語、ロシア語、英語の3カ国語での講座設置、医療機関での通訳実習を行った。(平成23年1月末に事業終了) 今後は民間の自主事業として同取り組みを継続していく予定。【経済産業省】
(日系定住外国人の社会への受け入れの必要性・意義についての周知等)		
2(5) その他	②日系定住外国人の社会への受け入れの必要性・意義についての周知等 a 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受け入れを積極的に進める。(一部再掲)(内閣府、各省庁)	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、地方自治体やNPO等の優れた取組を紹介するページの開設について検討した。《再掲》 ・関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーの開催について検討を行った。【内閣府】